

(別紙様式1)

金ケ崎町水田農業の推進方針

令和5年1月19日
金ケ崎町農業再生協議会

1 地域農業の現状

本町は、西にそびえる駒ヶ岳から東に扇状に開けた地形であり全水田面積の約2/3を主食用米の生産が占めている。転作水田においては、大豆、飼料作物及びアスパラガスやピーマンなどの園芸作物が生産されており、近年は飼料用米の生産が拡大している。

本町においては、農業就業者の減少や高齢化が進行しており、町の重点推進作物のアスパラガスについては、生産量が減少傾向となっている。麦・大豆については、雑草、連作障害等による単収低下や年次によって単収の変動が顕著となっている。

農地整備事業については、六原地区が完了し、大森鳥の海上地区、原蟹沢地区も現在施工中である。

2 品目別の推進方針

(1) 主食用米

①現状と課題

全国の主食用米の需要が毎年おおよそ10万トン減少している中、本町の令和4年産主食用米の作付面積は2,159haで令和3年産の2,207haと比較して48ha減少している。

また、令和3年産、令和4年産においては、新型コロナウイルス感染症の影響から外食需要が大きく減少し、米価もコロナ過以前より下落した。

引き続き需要に応じた生産と安定的な販売先の確保後が必要である。

②推進方針

需要動向や集荷業者の意向を勘案しつつ「ひとめぼれ」「金色の風」をはじめとした主食用米の生産を推進していく。

また、安定的な販売先の確保により急激な米価の下落等を招かないように推進していく。

(2) 飼料用米、WCS用稲

①現状と課題

当町の作付面積は、飼料用米が令和4年産86.1ha(令和3年産54.8ha)、WCS用稲が令和4年産55.9ha(令和3年産49.6ha)となってお

りともに増加傾向である。

国では、食料・農業・農村基本計画において、飼料用米の生産量を令和12年までに70万トンとする生産努力目標を掲げているが令和4年産の見込みが76万トンと目標を達成している。

しかし、全国的には一般品種（主食用）による一括管理が6割を占めており、多収品種を基本とする支援体系への転換を検討していることから、今後も多収品種による主食用米からの作付け転換が見込まれる。

②推進方針

飼料用米については、団地化やわら利用及び資源循環（耕畜連携）の取組に対し産地交付金を活用した支援を行い、継続的な生産及び循環型農業の構築を目指す。

WCS用稲については、地域の需要者（畜産農家）との連携を進め、地域内自給体制の構築を図る。

なお、飼料用米及びWCS用稲については、新規需要米取組計画に基づく適切な生産を推進する。

（3）新市場開拓用米（輸出用米）

①現状と課題

当町の作付面積は、令和4年産の作付面積が24.4haであり令和3年産と同面積であった。

需要に応じた数量を生産しているため、今後面積を拡大するためには販売先の確保が必要である。

②推進方針

国外での需要はあるため、販売先の確保に努め作付面積の拡大を図る。

（4）加工用米

①現状と課題

当町の作付面積は、令和4年産の作付面積が45.9haであり令和3年産の41.7haと比較して4.2ha増加した。

需要に応じた数量を生産しているため、今後面積を拡大するためには販売先の確保が必要である。

②推進方針

中食・外食などの需要の傾向を勘案して販売先の確保と作付面積を検討するとともに、産地交付金の活用により複数年契約を促進するなど実需者との結び付きを強化し安定供給を目指す。

(5) 麦、大豆、飼料作物

①現状と課題

当町の水田での作付面積は、麦の令和4年産が2.4haであり、令和3年産の3.6haと比較して、1.2haの減少、大豆は令和4年産が143.4haであり令和3年産の126.3haと比較して17.1haの増加となっている。

大豆については、単収については全国及び東北平均より低く課題となっている。

飼料作物については永年性牧草が多く作付されており、今後水稻の作付予定のない圃場については、畑地化の検討も必要である。

②推進方針

麦、大豆については、当地域の主力品目として、担い手への集積及び高品質化のための技術導入や土壌改良等に対し支援を行い、生産性・収益性の高い産地づくりを推進する。

なお、農地整備が完了した地区については、今後大豆の作付面積の増加が予想されるが、連作障害による単収低下を抑制するため大豆、水稻、園芸作物によるブロックローテーションを推進する。

飼料作物については、産地交付金を活用して資源循環や水田放牧による耕畜連携の取組に対し支援を行い、低コスト生産による需要者への安定供給や循環型農業の確立を目指す。

また、必要に応じて畑地化の対応を行うもの。

(6) 園芸作物

1) アスパラガス

①現状と課題

町の重点推進作物として作付けを推進しているが生産者の減少や高齢化による労働力不足から生産拡大にいたっておらず、令和4年産の水田での作付面積は12.5haと令和3年産の13.7haから1.2ha減少している。

②推進方針

産地交付金を活用し生産性向上の取組や土壌改良の取組に対し支援を行い、新規栽培の増加や生産面積の拡大を目指す。

また、採りつきり栽培による省力化した生産を推進するなど圃場条件などに応じた生産体制の確立を目指す。

2) きゅうり

①現状と課題

町の重点推進作物として産地確立を目指しているが、作付面積の拡大は

伸び悩んでいる。令和4年の水田における作付面積は2.6haであり令和3年の2.9haから0.3haの微減となっている。

②推進方針

産地交付金を活用し担い手への支援や土壌改良の取組への支援を行い、生産面積の維持拡大を図る。

3) ピーマン

①現状と課題

町の重点推進作物として産地確立を目指しており令和4年の水田における作付面積は2.5haであり令和3年の2.2haから0.3haの微増となっている。

②推進方針

産地交付金を活用し担い手への支援や土壌改良の取組への支援を行い、生産面積の維持拡大を図る。

4) なす、りんどう、小菊

①現状と課題

町の地域振興作物として生産の拡大を進めている。

水田での作付面積は、それぞれ令和4年産と令和3年産を比較するとなすは微増、りんどうは微減、小菊については同面積となっている。

いずれの作物も高齢化及び労働力不足から、作付面積は伸び悩んでおり作業の省力化と単収の向上が必要となる。

②推進方針

町の地域振興作物として生産の拡大を推進するため、産地交付金を活用し担い手への集積や土壌改良等に対し支援を行い、生産面積及び単収の維持拡大を図り安定供給体制の確立を図る。

3 担い手と農地集積

(1) 現状と課題

本町の水田台帳において水田を耕作している農業経営体は、1,425経営体で、この5年間で151経営体減少しており高齢化も進んでいる。

認定農業者については、令和4年で227経営体でありこの5年間で35経営体増加している。

しかし、認定農業者についても高齢化が進んでいるほか、金ヶ崎町地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体（以下「中心経営体」という。）は138経営体であり、今後の農地の受け手となる担い手の育成を進めていく必要がある。

また、法人経営体については、その多くが中心経営体となっているが構成

員の高齢化が進んでおり法人経営を円滑に実施できるような体制を確保していく必要がある。

(2) 推進方針

金ヶ崎町地域農業マスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体を育成していく。

農地集積に関しては、農地中間管理機構による農地の借受・貸付や農地整備事業等を活用して担い手への農地の集積を推進していく。

法人経営への支援については、相談内容に応じた助言及び指導をしていく。

4 関係機関・団体の役割

町農業再生協議会及び関係団体は、本水田農業の推進方針を農業者に対し周知するとともに各種施策を活用し推進するものとする。

5 その他

この方針期間は令和5年産から令和9年産までの5年間とし、情勢の変化により随時見直すものとする。